

屋根から落ちる雪や氷による危険防止などのお願い

毎年、冬になりますと、屋根に積もった雪、氷、つららが落ちて、歩行者がけがをしたり、また、死亡したりすることが、しばしば起こっています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に、次のことに注意するようお願いいたします。

◆ 屋根の雪、氷、つららが道路に落ちる建物には、これに伴う事故を避けるため雪止めをつけるようにしてください。

◆ 雪止めがつけてあっても強さが足りなかったり、針金などがさびついたり古くなったりして切れて落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。

◆ 屋根の雪、氷、つらは、気温が上昇したとき、特にマイナス3度位からプラス3度位になったときに落ちやすい状態となるため、そのようなときは、早めに落とすようにし、落とすときは歩行者や遊んでいる子どもなどに十分注意するようにしてください。

◆ 屋根から大量の雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうか確かめるとともに、歩行者の通行への影響を避けるため、速やかに処理してください。

◆ 交通事故、交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

◆ 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意してください。

◆ 軒下や道路では、子どもを絶対に遊ばせないようにしてください。

◆ ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、付着した雪や氷の除去を行うようにしてください。

留萌開発建設部・天塩警察署・幌延町

情報

インフォメーション

ひとりで悩まずにご相談ください ～法務局では人権相談を開設しています～

毎日の生活の中で、「これは人権問題ではなからうか」と感じたり、あるいは、法律上どのようになるのか、よくわからなくて困ったことはありませんか。

そのような場合、法務局が開設している以下の人権相談をご利用ください。

相談は無料で、難しい手続きは必要ありません。相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員又は法務局職員がお受けします。

相談はこちらへ

旭川地方法務局稚内支局	電話0162-33-1122
全国共通人権相談ダイヤル	0570-003-110
子どもの人権110番	0120-007-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810



相談受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

平成24・25年度 国有林野の管理経営に関するモニターの募集

林野庁北海道森林管理局では、平成24・25年度の国有林野の管理経営に関するモニター（国有林モニター）を募集します。

■応募資格：北海道にお住まいの国有林に関心のある満20歳以上（平成24年4月1日時点）の方。＜北海道全体で48名＞

■募集期限：平成24年2月29日（水）必着

■応募方法：郵送・FAX・メールのいずれでも結構です。必要事項をご記入の上、下記担当までご応募ください。

（必要事項）①住所（郵便番号）、②氏名（ふりがな）、③性別、④年齢（平成24年4月1日時点）、⑤職業、⑥電話番号、⑦国有林モニター募集をお知りになったきっかけ、⑧応募理由（100字程度）

■依頼期間：平成24年4月から平成26年3月までの2年間

■依頼内容：アンケート調査へのご協力やご意見、ご提言などをお寄せいただきます。また、国有林モニター視察会・会議に出席していただきます。

■発表：選考結果は、平成24年3月末日までに依頼状の発送をもってお知らせします。

※お問い合わせ、応募の宛先は、

〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局業務調整課 国有林モニター担当

電話 011-622-5229 FAX 011-640-3108

Eメール h_gyomu@rinya.maff.go.jp

ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/koho/press>